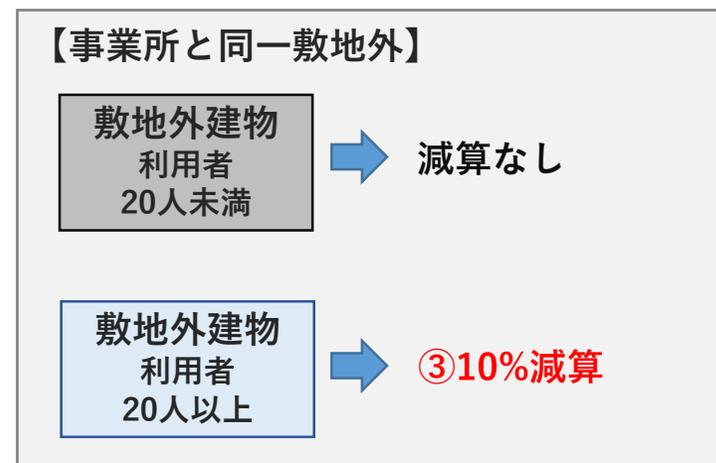
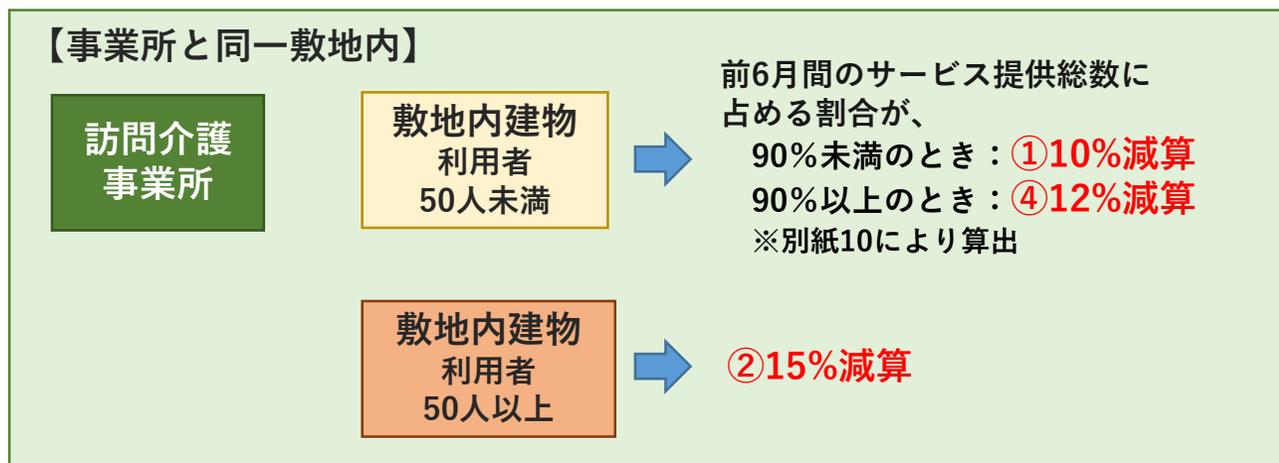


訪問介護事業所の同一建物減算について

<減算の考え方>



<県への届出の要否>

減算の内容	算定要件	介護給付費算定に係る体制等に関する届出
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）	届出必要 ：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」に該当
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	届出必要 ：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」に該当
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	届出不要
④12%減算 (R6年度新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合	届出必要 ：「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」に該当 ※別紙10を添付

※①と④が同時に該当になることはない。